

「市長への手紙」HP掲載データ（平成29年6月分）

見出し	2906-05 消防団員への防災行政無線情報の伝達対策について
ご意見	台風10号の水害の際、防災無線が聞こえず、消防団でも確認する手段がなかった。消防団員の家だけでなく、戸別受信機の設置など室内で聞ける対策をしてほしい。
回答	<p>防災行政無線の屋内での放送内容の伝達対策としての戸別受信機の有効性は強く認識し、ご提言の主旨に添って検討しているところであり、現在運用しております戸別受信機を全戸設置した場合、多額の費用が掛かると試算されていることから、早急な全戸設置は困難な状況にありますが、低コスト化や配置方法等を検討し、順次設置個数を増やしてまいりたいと考えております。</p> <p>現在、屋外で放送している防災行政無線が聞き取れない場合の情報提供手段として、防災行政無線戸別受信機の活用のほか、防災行政無線の内容を電話でお知らせする防災行政無線電話再応答サービスの実施や、気象警報、避難所開設などの情報をテレビの画面から入手することができるテレビのdボタンの活用、さらには、防災行政無線の内容を防災情報メールマガジン（登録制メール）やツイッター、フェイスブック、緊急速報メールで配信するなど、様々な情報手段により取り組んでいるところであります。</p> <p>消防団員への防災行政無線の放送内容の伝達につきましても、運用している様々な情報手段の利用について周知徹底を図ってまいります。</p>
担当課	消防防災課 電話：52-2173